

議案第5号

鳥取県認定こども園に関する条例の全部改正について

次のとおり鳥取県認定こども園に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県認定こども園に関する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項及び第3項、第13条第1項並びに第25条の規定に基づき、認定こども園に関し必要な事項を定めるものとする。

る。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、認定こども園法で使用する用語の例による。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件)

第3条 認定こども園法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、別表第1のとおりとする。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準)

第4条 認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

(水準の向上)

第5条 知事は、子育て王国とっとり会議（子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条第1項に規定する子育て王国とっとり会議をいう。以下同じ。）の意見を聴き、認定こども園の設備及び運営の向上を図るものとする。

(幼保連携型認定こども園に関する審議会)

第6条 認定こども園法第25条に規定する合議制の機関は、子育て王国とっとり会議とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園については、この条例の施行の日から5年間、この条例の規定は適用せず、改正前の鳥取県認定こども園に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例別表の1の表に定める基準は、認定こども園法第13条第1項の条例で定める基準とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に存する施設を用いる認定こども園については、規則で定めるところにより、この条例の規定の特例を設けることができる。

(鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正)

- 4 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(防災教育等) 第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第7条第1項</u> に規定する <u>保育所若しくは幼保連携型認定こども園</u> （以下「 <u>保育所等</u> 」という。）を設置し、又は管理	(防災教育等) 第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第39条第1項</u> に規定する <u>保育所</u> （以下「 <u>保育所</u> 」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した

する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所等の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。

2～4 略

場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。

2～4 略

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

5 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>幼稚園及び認定こども園</u>に関する事項(教育委員会の所管に係るものを除く。)</p>	<p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 幼稚園に関する事項(教育委員会の所管に係るものを除く。)</p>

(8)～(10) 略

(8)～(10) 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
子育て王国とっとり会議	略	子育て王国とっとり会議	略
	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項		(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事項
	(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項		

略

略

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

7 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（<u>幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。</u>）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>別表第4（第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">職員の配置</td><td>1 略</td></tr><tr><td>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、そ</td></tr></tbody></table>	項目	基準	職員の配置	1 略	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、そ	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>別表第4（第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>基準</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">職員の配置</td><td>1 略</td></tr><tr><td>2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、そ</td></tr></tbody></table>	項目	基準	職員の配置	1 略	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、そ
項目	基準										
職員の配置	1 略										
	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、そ										
項目	基準										
職員の配置	1 略										
	2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、そ										

	<p>れぞれに定める人数を合計した数以上とし、 2人を下回らないこと。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div>
	3～5 略
略	

	<p>れぞれに定める人数を合計した数以上（<u>認定 こども園である保育所にあつては、鳥取県認 定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条 例第76号）別表の1の(1)の職員配置の項の アに定める数</u>）とし、2人を下回らないこ と。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div>
	3～5 略
略	

（鳥取県教育審議会条例の一部改正）

8 鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分科会）</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（分科会）</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>

名称	所掌事務
学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。
略	

2～6 略

名称	所掌事務
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。
略	

2～6 略

（鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

9 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学</p>

校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。

(2)～(5) 略

2 略

校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。

(2)～(5) 略

2 略

別表第1（第3条関係）

項目	要件
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、子どもが心身ともに健やかに育成することを目指して運営すること。 2 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営すること。 3 地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。 4 子どもの国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行わないこと。 5 子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。 6 サービスの提供の項第9号前段の規定による評価の結果等を踏まえ、設備及び運営の向上を図るよう努めること。

	と。								
学級の編制	<ol style="list-style-type: none"> 1 満3歳以上の子どもについては、学級を編制すること。 2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を35人以下とすること。 3 子どもの処遇の向上を図るよう、前号に定める人数を下回る子どもで学級を編成するよう努めること。 								
職員配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合を除き、調理員を置くこと。 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。 3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。 <table border="1" data-bbox="577 785 1559 1031" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳の子ども</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table> 4 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前号に定める人数を上回る職員の配置に努めること。 5 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者とする。 6 満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者とする。ただし、これらを併せて有する者が困難であるときは、そのいずれかを有する者と 	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人								
満3歳の子ども	おおむね20人につき1人								
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人								
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人								

	<p>することができる。</p> <p>7 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合にあつては、調理室を設けないことができる。</p> <p>(1) 職員室</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の子どもを入園させる場合に限る。）</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室</p> <p>(4) 保健室</p> <p>(5) 調理室</p> <p>(6) 便所</p> <p>(7) 屋外遊戯場（施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）</p> <p>2 特別な事情があるときは、前号の規定にかかわらず、保健室と職員室とを兼用することができること。</p> <p>3 満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の数は、学級数を下回らないこと。</p> <p>4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。</p> <p>5 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル及びほふくする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを合計した面積以上とすること。</p> <p>6 園舎の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とすること。</p> <p>(1) 満3歳以上の子ども</p>

学級数	面積（平方メートル）
1	180
2以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満2歳の子ども 1人につき1.98平方メートル

(3) 満2歳未満の子ども 前号に定める乳児室又はほふく室の面積

7 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートルを下回らないこと。

(1) 満3歳以上の子ども

学級数	面積（平方メートル）
2以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(2) 満2歳の子ども 1人につき3.3平方メートル

8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

サービスの提供

1 連携施設以外の幼稚園である場合にあつては、認定こども園法第3条第2項第1号に掲げる基準を満たすこと。

2 保育所等である場合にあつては、認定こども園法第3条第2項第2号に掲げる基準を満たすこと。

- 3 連携施設である場合にあっては、認定こども園法第3条第4項第1号に掲げる基準を満たすこと。
- 4 子育て支援事業のうち、施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 5 教育を行う時間は、1日4時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 6 保育を行う時間（教育を行う時間を含む。）は、原則として、1日8時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。
- 7 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する教育及び保育の内容
 - (3) 職員の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 教育又は保育を行う日及び時間
 - (5) 保護者から受領する費用の種類及び額
 - (6) 子どもの区分ごとの利用定員
 - (7) 利用の開始及び終了に関する事項
 - (8) 非常災害その他の緊急時における対応方法
 - (9) 虐待の防止に関する措置
- 8 感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 9 認定こども園法第23条の規定の例により評価を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

	<p>10 障がいのある子どもが入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施すること。</p> <p>11 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>12 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>13 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> <p>14 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>
記録の作成及び保存	規則で定めるところにより、職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存すること。
事故等への対応	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 子どもの負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び家族に連絡すること。</p> <p>4 前3号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>

別表第2（第4条関係）

項目	基準
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、子どもが心身ともに健やかに育成することを目指して運営すること。 2 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営すること。 3 地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。 4 子ども国籍、信条、社会的身分及び費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行わないこと。 5 子どもに対し、虐待その他の心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。 6 認定こども園法第23条の規定による評価の結果等を踏まえ、設備及び運営の向上を図るよう努めること。
学級の編制	<ol style="list-style-type: none"> 1 満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。 2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子ども数を35人以下とすること。 3 子どもへの処遇の向上を図るよう、前号に定める人数を下回る子どもで学級を編成するよう努めること。
職員配置	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合を除き、調理員を置くこと。 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。 3 教育又は保育に従事する職員の人数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数以上とし、常時2人を下回らないこと。

満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人
満3歳の子ども	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人

- 4 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前号に定める人数を上回る職員の配置に努めること。
- 5 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

設備

- 1 次に掲げる設備を設けること。ただし、施設内で調理をしない場合その他の規則で定める場合にあつては、調理室を設けないことができる。
 - (1) 職員室
 - (2) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の子どもを入園させる場合に限る。）
 - (3) 保育室又は遊戯室
 - (4) 保健室
 - (5) 調理室
 - (6) 便所
 - (7) 園庭
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 特別な事情があるときは、前号の規定にかかわらず、保健室と職員室とを兼用することができること。
- 3 満3歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の数は、学級数を下回らないこと。
- 4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- 5 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル及びほふくする満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを合計した面積以上とすること。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とすること。

(1) 満3歳以上の子ども

学級数	面積（平方メートル）
1	180
2以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満2歳の子ども 1人につき1.98平方メートル

(3) 満2歳未満の子ども 前号に定める乳児室又はほふく室の面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める面積を合計した面積以上とし、満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートルを下回らないこと。

(1) 満3歳以上の子ども

学級数	面積（平方メートル）
2以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$

3以上

$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(2) 満2歳の子ども 1人につき3.3平方メートル

8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

サービスの提供

- 1 教育を行う時間は、1日4時間を標準とし、子どもの心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 2 保育を行う時間（教育を行う時間を含む。）は、原則として、1日8時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、必要な時間とすること。
- 3 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。
 - (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する教育及び保育の内容
 - (3) 職員の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 教育又は保育を行う日及び時間
 - (5) 保護者から受領する費用の種類及び額
 - (6) 子どもの区分ごとの利用定員
 - (7) 利用の開始及び終了に関する事項
 - (8) 非常災害その他の緊急時における対応方法
 - (9) 虐待の防止に関する措置
- 4 感染症その他の健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

	<p>5 認定子ども園法第23条の規定による評価の結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>6 障がいのある子どもが入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で教育及び保育を実施すること。</p> <p>7 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> <p>10 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>規則で定めるところにより、職員、設備及び会計に関する帳簿その他の記録を整備し、保存すること。</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 子どもの負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び家族に連絡すること。</p>

4 前3号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。